

事務連絡
令和5年5月10日

各有料老人ホーム管理者 殿
(八王子市内に所在するものを除く)

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設調整担当課長 小泉 孝夫

有料老人ホームにおいて発生した事故報告等の徹底について（依頼）

日頃より東京都の高齢者福祉行政に、ご理解ご協力、誠にありがとうございます。
都内の有料老人ホームで発生した事故は、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）12(9)事故発生時の対応」に基づき、都への報告を指導していますが、指針に該当する事故について、失念などの理由による都への報告が遅延又は未報告の事例が散見されております。

事故報告は都では運営指導の参考とするほか、ホームでは運営の改善、ケアプランの見直し等、入居者の福祉の向上に役立ち、大変重要なものであることから、都への事故報告については下記のとおり対応いただくようお願いいたします。

記

1 事故報告の徹底について

- (1) 指針に該当する事故が発生した際には、速やかに都へ報告すること。
- (2) 特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の指定を受けたホームは、ホーム所在地の区市町村及び当該入居者の保険者の定めるところにより、事故報告を行うこと。
- (3) 都への事故報告の要否に迷う場合は、都に相談すること。
- (4) 速やかな報告を各ホームにおいて徹底し、回覧、掲示等、職員等へ周知すること。

2 参考資料

「有料老人ホームで発生した事故の東京都への報告確認チャート（八王子市内施設を除く）」
事故発生時に都への報告の要否を確認できます。迷う場合は都へ相談を。

3 新型コロナウイルス感染症陽性者発生の報告について

感染症の発生については、指針12(9)(イ)に基づき都への報告を規定していますが、ホーム内での新型コロナウイルス陽性者の発生の際は、指針によらず、陽性者が発生した時点でご報告をお願いしております。

陽性者発生時のホーム内の諸対応等、陽性者が発生した場合は、引き続き都へ報告をお願いします。報告は電話で構いませんが、多数発生している場合はご相談ください。

担当
東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課有料老人ホーム担当
電話 (03) 5320-4537・4296

指針の抜粋は、裏面（次項）参照してください。

(参考)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（抄）

12 (9)事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、設置者は次の措置を講じること。

ア 入居者の家族、身元引受人等の関係者に速やかに連絡を行うこと。

イ 次のいずれかに該当する事故については、設置者の責任の有無に関わらず、都に対して事故報告を行うこと。

(ア) 次のいずれかに該当する死亡等重大な事故が発生した場合

- ① 死亡に至った事故（看取り期にある場合や、病気が主たる原因であることが明らかでない場合を除く。）
- ② 死亡に至る危険性の高い事故（溺水、窒息、異物誤食・誤飲、認知症による施設外所在不明、自殺未遂など）
- ③ 日常生活動作の大幅な低下や多大な経済的損失等、入居者の生活に重大な影響が生じた事故
- ④ 高齢者虐待防止法に定める高齢者虐待にあたる行為がなされたと認められた場合又は疑われた場合

(イ) 食中毒や感染症が発生した場合であって、入居者の10名以上若しくは半数以上（疑い含む。）に発生した場合又は死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

(ウ) その他施設運営に係る重大な事故（犯罪行為に起因する可能性があるもの、施設での火災、入居者の生活に重大な影響が生じた自然災害、重大な法令違反など）が発生した場合

ウ 上記イ(ア)④に該当する場合は、高齢者虐待防止法第21条の規定に基づき、施設所在地の区市町村に通報すること。

エ 上記イ(イ)に該当する場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付老発第0222001号厚生労働省老健局長等通知）に基づき、区市町村及び所管の保健所へも速やかに報告するとともに、保健所の指導に従うこと。

オ 上記のほか、特定施設入居者生活介護等の指定を受けた有料老人ホームについては、施設所在地の区市町村及び当該入居者の保険者の定めるところにより、基準条例及び予防基準条例に基づき、区市町村へ事故報告を行うこと。

カ 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、保管すること。

キ 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

指針の全文は、東京都福祉保健局のホームページでご覧いただけます。

(東京都 有料老人ホーム 指針 で検索してください。)